

策定日 2019 年 6 月 25 日

国際交流委員会 内規

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本委員会は、「国際交流委員会」と称する

2 本会の英文名は Committee on International Activities (略称 CIA) と表示する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 海外、特にアジアを中心とした諸国との臨床検査に関わる双方向の学術交流を通じて、日本と世界の臨床検査の発展に寄与する。特に、臨床検査に関与する研究者や技術者の育成および臨床検査に関する研究を支援する。また、本邦の優れた臨床検査技術や検査装置・試薬・システムを積極的に紹介する一方で、相手国の臨床検査事情を本邦に紹介することで、日本の臨床検査産業の発展に寄与する。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するために講演会を開催する。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために国外の関連学会や団体と、意見交換や人材交流等を進める。

第 5 条 日本医療検査科学会の組織や活動内容を紹介する英文ブックレット、大会 PR 用英文リーフレット類を作成し各国に配布するとともに大会への参加を勧誘する。

第 3 章 委員

(委員および委員長)

第 6 条 本委員会の委員は、日本医療検査科学会の正会員とする。

第 7 条 委員長の選出は細則第 24 条 2 (委員長は理事長が評議員の中から指名し、理事会の議決を経て選任する) に準ずる。

(委員の就任及び退任)

第 8 条 委員等の意見を参考に委員長が委員会の同意を得て理事会に推薦し、理事会の承認を以て委員となる。

第 9 条 委員の退任に当たっては退任希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第 10 条 委員資格を失った場合は、退任とする。

(委員の義務)

第 11 条 本委員会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み貢献する。

(資格喪失)

第 12 条 委員の職務を果たしていないと委員会が認め、理事会にて承認された場合は退任となる。

第 4 章 会 議

第 13 条 委員会の開催は、原則として日本医療検査科学会の春季セミナーと大会の年 2 回とする。

第 14 条 委員会は、事業計画、本会の内規の改定、その他必要と認める事項について議決する。

第 15 条 国際交流、講演会等のプロジェクトに関する運営会議は、随時に開催する。

第 5 章 補 則 (内規の変更)

第 16 条 本会の内規を変更する場合は、委員会の決議を経て理事会の承認を得なければならない。

第 6 章 付 則

第 17 条 内規は、2019 年 9 月 1 日をもって施行する。

この内規の変更は、2020 年 1 月 4 日より施行する。

この内規の変更は、2024 年 12 月 6 日より施行する。